○新見市木造住宅建築業者支援事業補助金交付要綱

令和４年３月３１日
告示第７３号

（目的）

第１条　この告示は、木造住宅の普及促進と品質が安定した新見産材の使用を推進し、新見産材の需要拡大による市内木材産業及び建築業の活性化を図るとともに、市内の森林整備の促進を目的として、市内において新築する１戸建て木造専用住宅を建築又は販売する者若しくは既存住宅を増改築する者に対し、予算の範囲内において新見市木造住宅建築業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成１７年新見市規則第６３号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　新見産材　市内に本社若しくは製材所を有する建材販売業者が供給した国産材製品、又は市内の法人あるいは市内に居住する個人が製材した国産材製品

（２）　１戸建て木造専用住宅　台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅（建売住宅を含む。）

（補助金の交付対象者等）

第３条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は次の条件を満たす住宅を供給する新見市内の建築業者（大工・工務店等）とし、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成２４年新見市条例第２８号）第２条に規定する特別措置の対象とならない者とする。

（１）　市内に新築する１戸建て木造専用住宅（延べ床面積７０平方メートル以上又は新見産材の使用量が５立方メートル以上）又は主要構造部材及び内外装材等に新見産材を使用して増改築する住宅

（２）　使用する主要構造部材の材積のうち、新見産材の使用率が７０パーセント以上であり、その内７０パーセント以上が乾燥材であること。ただし、増改築する場合については、これを適用しない。

（補助対象となる木材の用途）

第４条　対象となる木材の用途は、主要構造部材（土台、柱、間柱、梁、桁、母屋、棟木）とする。ただし、増改築については、内外装材等も補助対象とする。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、新築の場合は一戸あたり３０万円とし、増改築の場合は使用する新見産材１立方メートルあたり３万５，０００円とする。ただし、増改築の場合は２０万円を上限とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業の認定申請）

第６条　申請者は、新築の場合については、棟上げの１０日前までに、増改築の場合につ

いては、着工予定の１０日前までに新見市木造住宅建築業者支援事業認定申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、建売住宅の場合は、販売する者において認定申請ができるものとする。

２　申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

（１）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に規定する確認済証の写し又は建築工事届の写し

（２）　住宅の平面図及び位置図。ただし、増改築については、新見産材使用箇所が分かるように色塗りした平面図

（３）　新見産材使用確約書（様式第２号）

（４）　納税等状況調査同意書

（認定予定通知）

第７条　市長は、事業の認定申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、現地調査を行い適当と認めたときは、速やかに、新見市木造住宅建築業者支援事業認定予定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（完了報告書の提出）

第８条　事業の認定予定通知を受けた者（以下「認定予定者」という。）は、住宅完成後１０日以内に、新見市木造住宅建築業者支援事業完了報告書（様式第４号。以下「完了報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　完了報告書には、次に掲げる書類を添付する。

（１）　新見産材使用届出書（様式第５号）

（２）　対象となる新築住宅又は増改築部分の完成写真（内外観複数枚）

（３）　使用木材納品書（増改築の場合）

（４）　その他市長が必要と認める書類

（事業の認定等）

第９条　市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、現地調査を行い適当と認めた場合は、新見市木造住宅建築業者支援事業認定通知書（様式第６号）を認定予定者に通知するものとする。

（事業の認定の取消し及び補助金の返還）

第１０条　市長は、認定予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

（２）　事業の認定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　令和３年７月１日から施行期日の前日までに新見産材のぬくもりを活かした家づくり支援事業補助金交付要綱（令和３年新見市告示第１２３号）の規定に基づく認定申請を行っている住宅を供給した申請者は、第６条第２項第３号に規定する新見産材使用確約書を第８条第２項第１号に規定する新見産材使用届出書に変え、認定申請ができるものとする。

附　則（令和５年３月３１日告示第５２号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和　年　月　　日告示第　　号）

この告示は、令和７年４月１日から施行する。